

「中国模倣対策マニュアル 2020」要約資料

中国における模倣対策

中国における模倣対策

2021年3月

「中国模倣対策マニュアル 2020年」について

- ・経済産業省特許庁の模倣品対策事業の一環として、「模倣対策マニュアル」を8年ぶりに大改訂したもの。
- ・本マニュアルでは、中国における模倣品対策を進める上で必要となる知識や情報を8つの章と資料編に分けて紹介。
- ・最新の状況に合致したものとするため、2021年6月1日施行の「専利法」や「著作権法」の改正内容も反映している。

特許庁委託事業
中国模倣対策マニュアル

2021年3月
独立行政法人 日本貿易振興機構
北京事務所 知的財産権部

Copyright (C) 2021 JPO/JETRO. All rights reserved.

「中国模倣対策マニュアル 2020」の構成

- 第1章 模倣品の現状と対策概要
 - 第2章 中国での権利取得
 - 第3章 模倣品対策の行政救済
 - 第4章 模倣品対策の司法救済
 - 第5章 模倣品の刑事対応
 - 第6章 営業秘密の保護
 - 第7章 ECプラットフォームにおける模倣品対応
 - 第8章 その他の主要トピック
- 資料編



【ダウンロードサイト】

模倣品と中国における知的財産権の概要

模倣品とは、専利権（特許権、実用新案権、意匠権）や商標権を侵害する製品のこと。一般的に「ニセモノ（コピー商品）」と呼ばれており、既に市場で流通している製品を意図的にコピーしたり、模倣したりした製品のことをいう。例えば、有名ブランドのマークを真似したマークを付けたバッグなどがある。

海賊版とは、模倣品の中で、特に著作権、著作隣接権を侵害する製品のこと。例えば、著作権者に無断で複製され、販売されているアニメーションやゲームソフトなどがある。



イヤホン（意匠権）



スニーカー（商標権）



財布（商標権）

出所：財務省ウェブサイト「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

専利権

- ・中国の専利には、発明特許、実用新案、意匠が含まれる。
- ・製品、方法、構造などの新技術考案または形状、図案などの新設計につき、登録してから取得した権利。
- ・経済的に発達した地域で侵害が多発する傾向がある。伝統的に意匠侵害事件が多いが、近年、発明特許侵害事件も増えている。

商標権

- ・商品及びサービスの出所を表す標識。
- ・侵害件数が多い。行政・司法ルートともに利用されることが多い。
- ・同一商標の使用による侵害より、類似商標の使用による侵害が多い。

著作権

- ・独創性があるものにつき、完成してから生じる権利。登録が権利保有の必須要件ではない。
- ・侵害形態が複雑化かつ多様化しており、また、オンライン上での侵害事件が急増している。

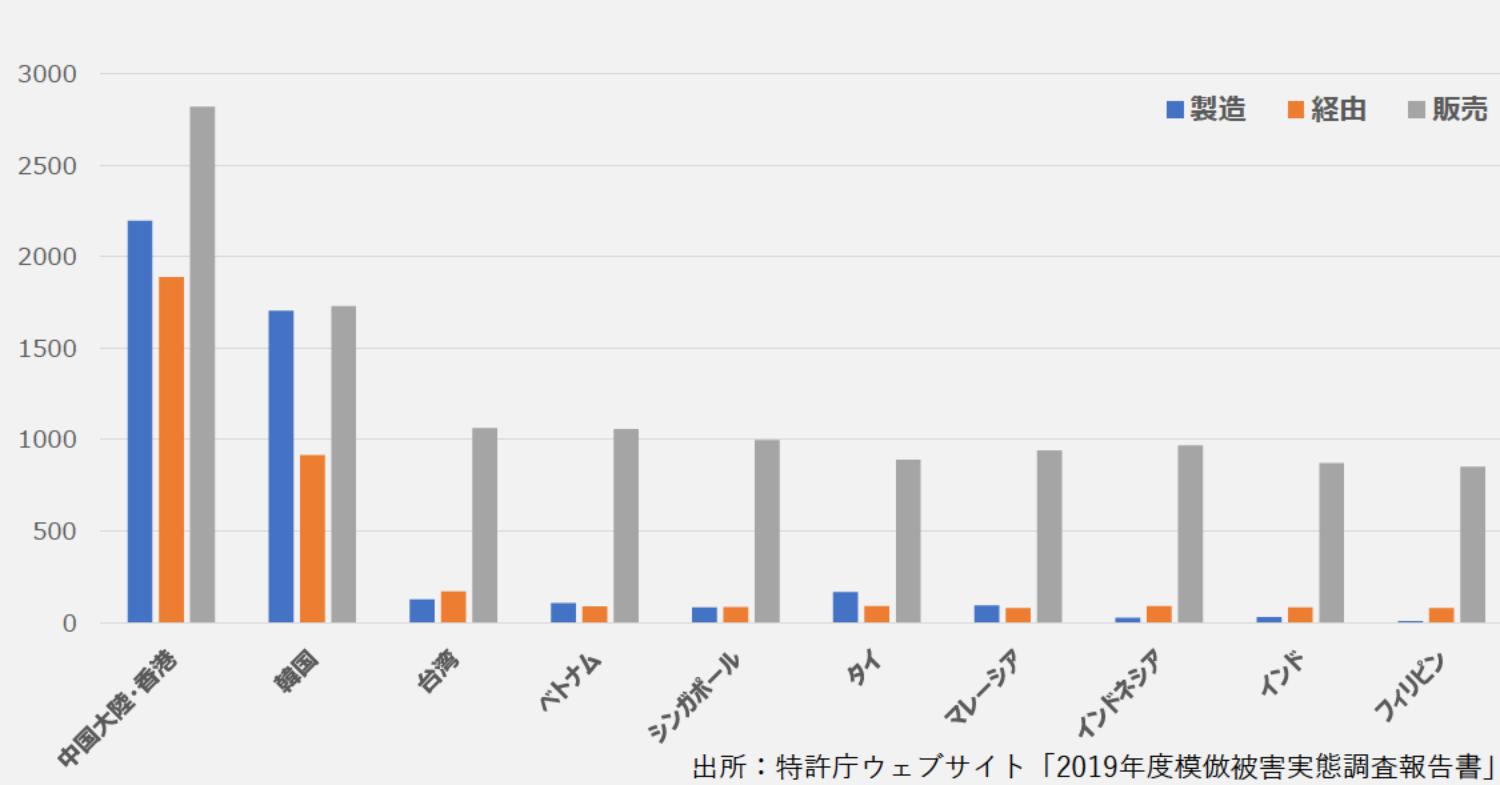
その他

- ・営業秘密、商号、包装、ドメインネーム等に関する権利も各種法令によって保護されている。

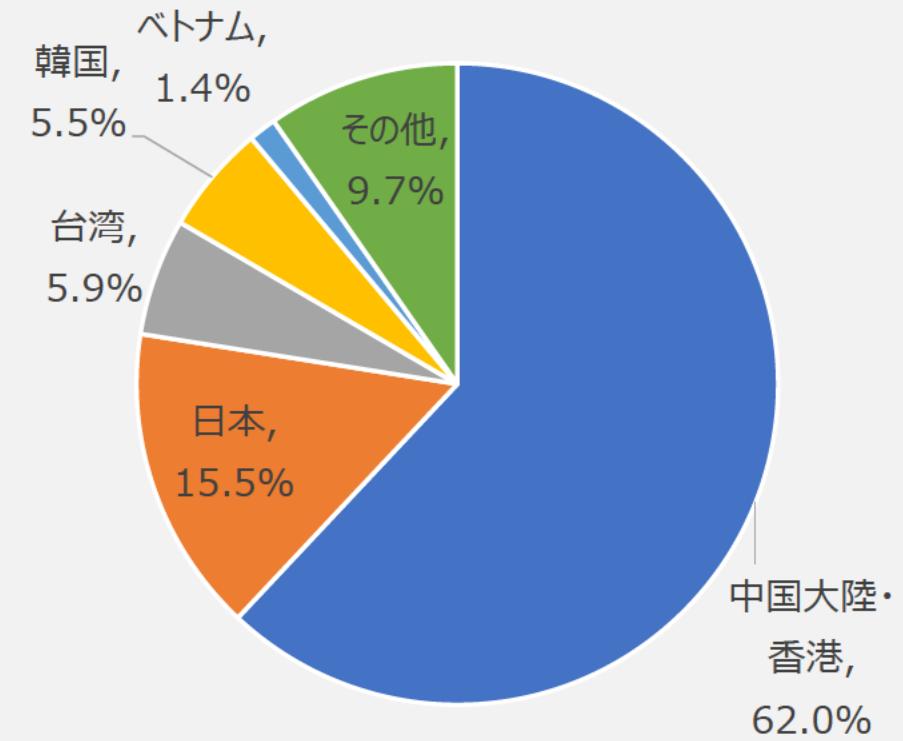
中国における模倣品被害の現状

- ・2018年度において、産業財産権を保有する日本の法人が受けた模倣被害を製造地、経由地、販売地で分けた場合、そのいずれについても中国関連（本土・香港）が最多。
- ・経済産業省が2004～2018年に受けた相談のうち、製造地が判明している案件の6割以上が中国関連となっている。

日本企業の国・地域別の模倣被害の状況



相談案件の国・地域別の内訳

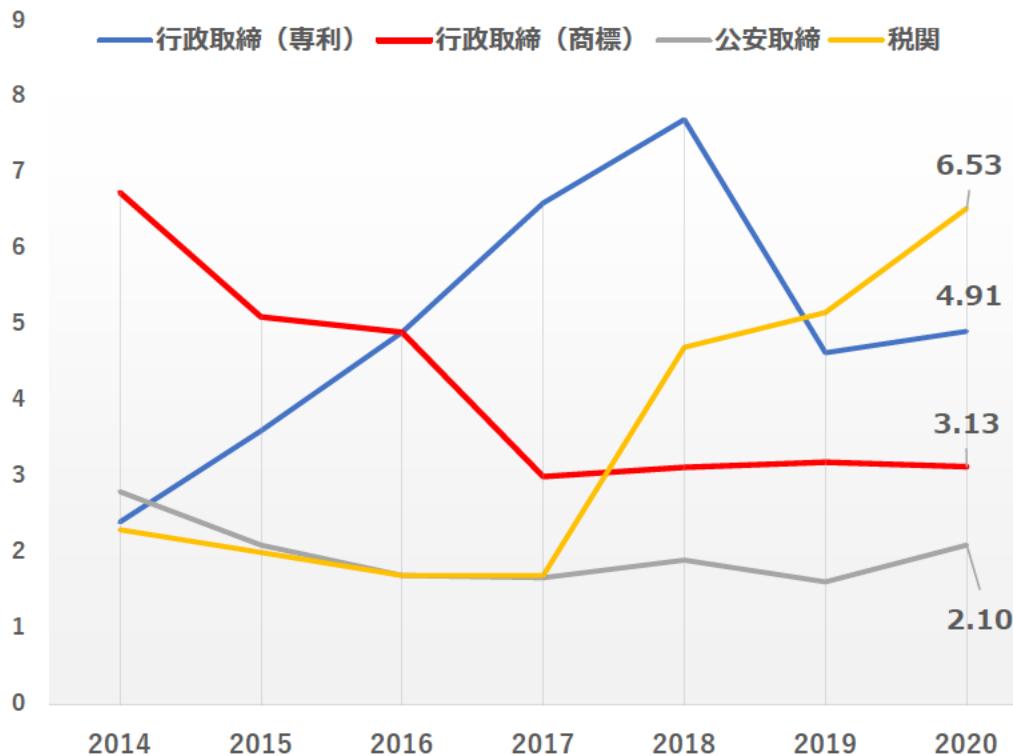


出所：経済産業省ウェブサイト
「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告（2019年版）」

中国における模倣品対策の概要と取締り状況

- ・中国における模倣品関連の救済ルートは大きく分けて、①司法救済、②行政救済、③刑事救済の3種類。
- ・行政取り締まりを実施する主な機関は市場監督管理局で、国境を跨ぐ取引の取り締まりは税関が担う。
- ・いずれの機関も中国において認められた権利（専利権、商標権、著作権等）に基づいて取り締まりを実施する。

2020年 各機関の取り締まり状況



2020年の各機関の取り締まり状況

- ◆ 行政取り締まりの総数は前年比で2.8%微増。専利案件・商標案件ともに横ばい。
- ◆ 税関の取り締まり件数が3年連続で増加。直近の5年間で3倍以上になった。
- ◆ 公安における取り締まり件数は、前年比で30%増加。
- ◆ 中央政府主導で「鉄拳行動」(SAMR)、「龍騰行動」(税關)、「崑崙行動」(公安)等のキャンペーンを実施。地方の執行機関がこれに呼応する形で重点的な取り締まりを実施し、一定の成果を上げている。

(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」

模倣品対策の概要

権利取得及び管理

他社の出願・権利に対する対応

他社の出願・権利に対する調査

営業秘密の維持管理

税関への権利申告

模倣品の発見

市場調査

情報入手

消費者からの通報

事務所による調査

当局からの連絡

対策の準備

真贋判定

侵害者の保有権利に対する調査

自身の権利情況、弱点の把握

現地代理人事務所の選定
対応策の選択

証拠確保

対策の実施

私的救済（警告、交渉）

行政救済（行政摘発）

司法救済（訴訟）

刑事救済（公安への告発）

事後処理

対策終了の広報

市場監視の継続

代理人の評価

取締り機関への表敬・お礼

模倣品対策における主要な4つのルート

行政ルート

- ・中国各行政区の地方政府に設置された管轄行政機関による、侵害行為に対する取締り。
- ・輸出入模倣品については、税関による差し止めを求めることが可能。
- ・損害賠償を得ることはできないが、費用が安く、処理期間が短いといったメリットがある。

刑事ルート

- ・知的財産権を深刻に侵害し、知的財産権犯罪を構成する模倣事件について、刑事责任を追及することができる。
- ・すべての模倣事件が対象となるわけではなく、刑法に定める要件を満たすもののみが対象。
- ・権利者が刑事事件の対象となる模倣事件について、現地公安機関に告発することもできる。

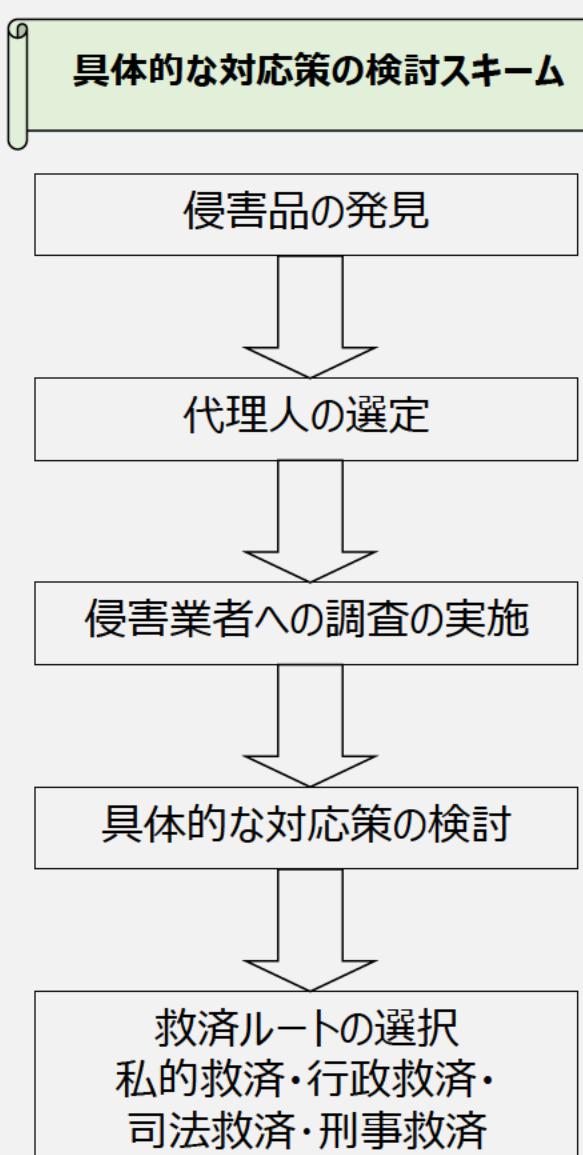
司法ルート

- ・権利者による管轄権を有する裁判所に対する民事訴訟の提起。
- ・侵害行為の差止と損害賠償の要求が可能。
- ・行政ルートと比べた場合、時間と費用が多くかかることが多い。

その他（私的救済）

- ・警告状の送付、模倣品業者との直接の交渉等の私的救済手段もある。
- ・ECサイトでの模倣品については、行政ルート等を利用したオフラインでの対策のほか、ECサイト運営業者と連携した侵害リンクの削除といった救済手段も頻繁に利用されている。

模倣品への対応策・救済ルートの選択



対応策・救済ルートの選択の際の検討要素

私的救済（警告・交渉）

- コストを抑えたい場合
- 侵害行為がさほど重大ではない場合

行政救済

- 侵害行為が一定の規模を有する場合
- 侵害行為が明らかである場合
- 調査の結果、工場・店舗内に確実に侵害品の在庫があることが判明している場合

司法救済

- 相手側にプレッシャーをかけて侵害行為を徹底的に中止させたい場合
- 他のルートで望ましい効果が得られていない場合
- 行政救済ルートを控えるべき理由がある場合
- 損害賠償金を請求したい場合

刑事救済

- 侵害が深刻で、犯罪を構成する場合
- 事件が複雑かつ重大である場合
- 損害賠償を要せず、相手側に強いプレッシャーをかけることを優先する場合

行政ルートによる取り締まりの概要

概要	<ul style="list-style-type: none">● 地方政府に設置された管轄行政機関が、侵害行為に対する取締りを実施する。● 権利者より取り締まりを請求することもあるし、行政機関は発見した侵害行為に対し主動的に取り締まることも可能。
メリット	<ul style="list-style-type: none">● 訴訟より、時間と費用が掛からない。● 訴訟より、証拠の証明力を厳格に要求されない。● 行政機関は、侵害情況を現地で独自に調査することができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">● 侵害となるかどうかに関する関係主管機関の判断が行政取締を請求する場合の重要なポイントになるが、行政機関のレベルは裁判所よりも高くないため、複雑な事件について対応してもらえないおそれがある。● 侵害者が現地における一定の影響力を有する企業である場合、地方保護主義の影響を受ける可能性がある。● 損害賠償を請求できない。

商標権侵害

各地方の市場監督管理局

専利権侵害

各地方の市場監督管理局
各地方の知識産権局

著作権侵害

各地方の版権局
各地方の法執行チーム

輸出入関連

各地方の税関

市場監督管理局による商標取締りの概要

提出が必要となる主な書類及び証拠等

- ・代理人への授権委任状
- ・権利者の主体資格証明：営業許可証（全部事項証明書）と法定代表者身分証明
※商標権者が外国企業である場合、授権委任状と全部事項証明書は外国で公証・認証を行う必要がある。
- ・取締請求書：請求対象、侵害事実と事由、法的根拠及び処理要求等の内容を明記する。
- ・必要な証拠：商標登録証、権利侵害実物、権利侵害標識、写真等

取締手続きの請求過程

- ・事前のアポイントメント：管轄及び必須書類などを確認。
- ・請求：請求書及び必須書類と証拠をもって、郵送又は面前にて取り締まりを請求する。
- ・受理：当局は、請求者より提供された書類と証拠などを審査した後、間違いがなければ受理する。
- ・現場調査：地方により異なるが、通常、当局は現場に赴き、侵害行為の有無を調査し、侵害品を発見したら、差し押さえる。
- ・行政決定：通常、現場調査の後、1～3ヶ月以内に、当局は侵害有無および被疑侵害者の行政罰（差し止め、罰金など）等を内容とする行政決定を発行する。
- ・調査を通じて、刑事案件になる可能性があると判断した場合には、公安機関に移送する。

事例1 行政ルートによる商標権侵害案件への対応

日本企業A社は、自社のブランドロゴと酷似するロゴが付された運動靴が中国企業B社により製造され、北京の店舗において販売されていることを発見した。A社は、中国においてブランドロゴを商標登録しており、これに基づいて行政取り締まりを請求することを検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・B社に対する実態調査の実施
- ・被疑侵害品の公証付き購入
- ・B社所在地の市場監督管理局に対する、B社への摘発申し立ての申請
- ・または北京の市場監督管理局に対する、販売店舗への摘発申し立ての申請

○ 当局の対応の流れ

- ・申請書の受理
- ・現場での摘発／被疑品の差押え
- ・行政決定書の発行

対応のポイント

- ・日本企業が行政取り締まりを請求するには、現地代理人を利用する必要となり、授権委任状が必須となる。
- ・行政ルートを選択するか否かを判断する際の検討材料にもなるため、事前に侵害品の製造規模、在庫状況等を調査した方がよい。
- ・証拠能力を高めるため、公証人を伴って被疑侵害品等を購入することが好ましい。
- ・侵害地又は侵害者の所在地の行政機関に請求が可能であるところ、地方保護主義の影響等も考慮して請求先を検討することが好ましい。

市場監督管理局による専利取締りの概要

提出が必要となる主な書類及び証拠等

- ・代理人への授權委任状
- ・権利者の主体資格証明：営業許可証（全部事項証明書）と法定代表者身分証明
※ 専利権者が外国企業である場合、授權委任状と全部事項証明書は外国で公証・認証を行う必要がある。
- ・取締請求書：請求対象、侵害事実と事由、法的根拠及び処理要求等の内容を明記する。
- ・必要な証拠：専利登録証、年金納付証明（又は登録簿謄本）、評価報告（実用新案、意匠）、権利侵害物品、写真等

取締手続きの請求過程

- ・事前のアポイントメント：管轄及び必須書類等を確認
- ・請求：請求書及び必須書類と証拠をもって、郵送又は面前にて取り締まりを請求する
- ・受理：当局は、請求者より提供された書類と証拠などを審査した後、間違いがなければ受理する。
- ・実地検証：地方により異なるが、通常、当局が受理した後、一週間以内に現場に赴き、被疑侵害製品をサンプルリング、製品の製造、販売状況を聞き取り、在庫品状況を記録する。（差し押さえなし）
- ・口頭審理：当局は被疑侵害者に答弁期間と立証期間を与え、期間の後、口頭審理を開催する。口頭審理においては、証拠調べ、事実調査、弁論などを行う。
- ・行政決定：通常、受理してから、3～4ヶ月以内に、当局は侵害有無及び被疑侵害者の行政罰（侵害行為の差し止めだけで罰金等はない）等を内容とする行政決定を発行する。

事例2 行政ルートによる発明専利権侵害案件への対応

日本企業であるA社は、中国企業であるB社が製造・販売する製品が、A社の保有する発明専利権を侵害する可能性が高いと考えている。終局的には民事訴訟を起こすことも視野に入れた上で、まずは行政ルートでの対応を図ることを検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・被疑侵害品の公証付き購入
- ・侵害対比分析を実施（侵害対比表の作成）
- ・B社所在地の市場監督管理局に対する、B社への摘発申し立ての申請

○ 当局の対応の流れ

- ・申請書の受理
- ・実地検証／被疑品のサンプリング
- ・相手方の答弁
- ・鑑定機関による侵害鑑定（※必須ではない）
- ・口頭審理
- ・行政決定書の発行

対応のポイント

- ・日本企業が行政取り締まりを請求するには、現地代理人を利用する必要があり、授権委任状が必須となる。
- ・発明専利権の侵害となるかどうかの判断は複雑であるので、事前に製品を購入し、侵害対比を実施し、かつ侵害対比表を用意したほうがよい。
- ・当局の担当官は、技術が複雑であるために自ら侵害判断を行うことが難しいと判断する場合、鑑定機関による侵害鑑定の実施を求めることがある。
- ・実地検証の後、行政摘発を取り下げて、民事訴訟を提起することも可能

事例3 行政ルートによる意匠権侵害案件への対応

日本企業であるA社は、中国企業であるB社が、A社が中国において登録している意匠と類似する製品を製造・販売していることを発見した。A社は、自社の保有する意匠権に基づき、行政ルートでの対応を図ることを検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・被疑侵害品の公証付き購入
- ・侵害対比分析を実施（侵害対比表の作成）
- ・意匠権の権利安定性に係る検証を実施
- ・B社所在地の市場監督管理局に対する、B社への摘発申し立ての申請

○ 当局の対応の流れ

- ・申請書の受理
- ・実地検証／被疑品のサンプリング
- ・相手方の答弁
- ・口頭審理
- ・行政決定書の発行

対応のポイント

- ・日本企業が行政取り締まりを請求するには、現地代理人を利用する必要があり、授権委任状が必須となる。
- ・実用新案と意匠は無審査で登録されるため、権利の安定性に欠ける可能性がある。そのため、評価報告書を事前に取り寄せ、申請の際に提出したほうがよい。
- ・必ずしもこの分野の専門家ではない当局の担当者の理解を促すため、詳細な侵害対比表等を用意することが好ましい。
- ・実地検証の際に製品を見つけられない可能性もあるため、事前に侵害品を公証付き購入したほうがよい。

版権局による著作権取締りの概要

提出が必要となる主な書類及び証拠等

- ・代理人への授權委任状
- ・権利者の主体資格証明：営業許可証（全部事項証明書）と法定代表者身分証明
※著作権者が外国企業である場合、授權委任状と全部事項証明書は外国で公証・認証を行う必要がある。
- ・取締請求書：請求対象、侵害事実と事由、法的根拠及び処理要求等の内容を明記する。
- ・必要な証拠：著作権登録証あるいはほかの権利証明、権利侵害実物、権利侵害図面、写真等

取締手続きの請求過程

- ・事前のアポイントメント：管轄および必須書類などを確認。
- ・請求：請求書および必須書類と証拠をもって、郵送又は面前にて取り締まりを請求する。
- ・受理：当局は、請求者より提供された書類と証拠等を審査した後、間違いがなければ受理する。
- ・現場調査：地方により異なるが、通常、当局は現場に赴き、侵害行為の有無を調査し、侵害品を発見したら、差し押さえる。
- ・行政決定：通常、現場調査の後、1～3ヶ月以内に、当局は侵害有無および被疑侵害者の行政罰（差し止め、罰金等）につき、行政決定を発行する。
- ・調査を通じて、刑事案件になる可能性があると判断した場合には、公安機関に移送する。

事例4 行政ルートによる著作権侵害案件への対応

日本の玩具メーカーであるA社は、中国企業であるB社が、自社が設計した玩具と酷似する商品を製造・販売していることを発見した。A社は、著作権に基づき、行政ルートでの対応を図ることを検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・B社に関する実態調査の実施
- ・被疑侵害品の公証付き購入
- ・B社所在地の版権局に対する、B社への摘発申し立ての申請

○ 当局の対応の流れ

- ・申請書の受理
- ・現場での摘発／被疑品の差押え
- ・行政決定書の発行

対応のポイント

- ・日本企業が行政取り締まりを請求するには、現地代理人を利用する必要があり、授権委任状が必須となる。
- ・被疑品の在庫あるかどうか、事前に調査したほうがよい。
- ・著作権は、特別な登録手続等を要せずに、著作物が完成した時点で発生する権利であるが、権利保有の初步証明となる等、権利行使の際に便利になることから、著作権登録をすることが好ましい。
- ・著作権は、審査と登録を経て権利が発生するものではないため、主張したものが著作物に該当するかどうかは、議論になる可能性が高い点に注意が必要である。
- ・著作権侵害の類否判断の基準は、実質類似であるが、類似の判断基準は厳しくなる傾向がある。

税関による差押えの流れ

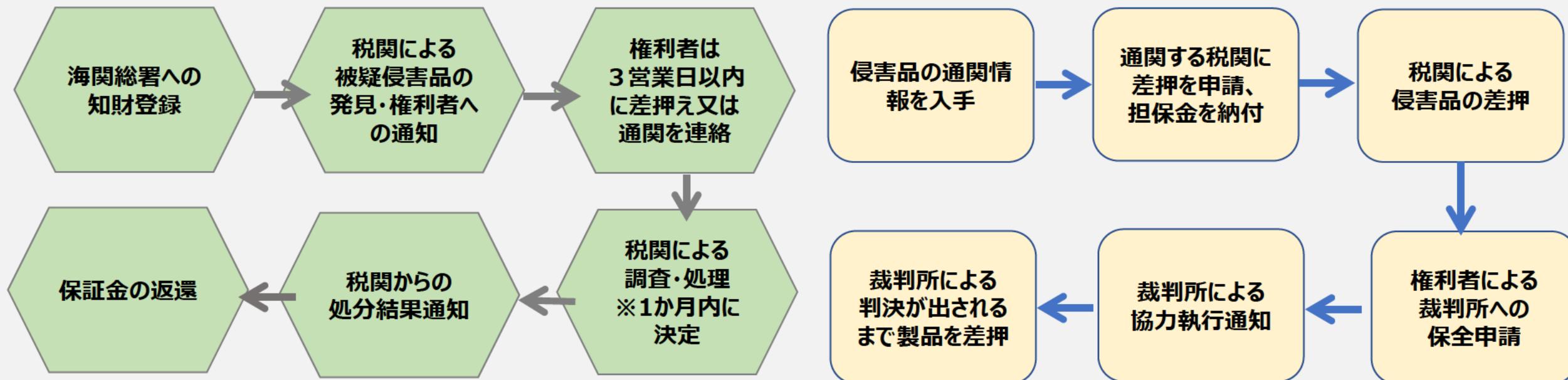
- ・税関の差押え手続は、「職権による差押え手続」と「請求による差押え手続」の2種類に分けられる。
- ・「職権による差押え手続」は、税関が、税関登録済みの知的財産権に対する侵害を発見した場合に、権利者に通知し、権利者の申請を経て実施される。
- ・「請求による差押え手続」は、知的財産権者が被疑侵害品を発見し、税関へ差押えを請求した場合に実施される。

◆ 職権による差押

- ・職権による差押が通年のロット総数の 9.9 %を占める。
- ・短時間で侵害品の差押を実現でき、費用も高くない。

◆ 申請に基づく差押

- ・侵害品の通関情報の事前入手が難しい。



税関登録の概要

税関登録の役割

- 侵害品の差押えの申請をする上で、税関総署に対する知的財産権の登録は制度上の義務ではない。
- 一方で、登録すれば、侵害品の差押えの申請を簡略化することができ、権利者の利益の保護に対して非常に有効である。

提出が必要となる主な書類及び証拠等（商標権に基づく申請の場合）

- 税関総署が指定した授権委任状（公証・認証は不要）
- 権利者の主体資格証明：権利者の身分証明書の写し
- 知的財産権の税関登録を申請しようとする商標権の登録証書の写し
- 任意提出資料：権利侵害被疑品の写真又はサンプル、既に把握した権利侵害品の輸出入状況に関する証拠、知的財産権の税関登録を申請しようとする商標権の使用許諾状況に係る情報 等

税関登録手続きの流れ

- 海関総署のウェブサイトで登録システムを通じてユーザーアカウントを登録
- 海関総署のウェブサイト上の登録システムに権利者の関係情報を記入
- オンラインで海関総署に権利登録申請を提出
- 海関総署による審査（通常、受理後 1 ~ 2 か月で審査が完了）
- オンライン上で審査結果の確認（登録完了）

事例5 税関における商標権侵害品の差し止め対応

A社は中国で登録商標を保有しており、当該登録商標に基づき税関登録をしている。この度、税関から被疑品の通関通知を受けたので、その後の対応について検討をしている。

正規品である場合

- A社が税関から通知を受けた製品情報を確認したところ、当該製品は正規品であると判断
- A社は、回答期限内に、税関に対して通関請求を通知
- 税関は、請求を受けて当該製品を通関

侵害品である場合

- A社が税関から通知を受けた製品情報を確認したところ、当該製品は侵害品であると判断
- A社は、回答期限内に、税関に対して差押え請求を提出するとともに、担保金を支払う
- 税関は、当該製品を差押えた上で、処理決定を発行し、侵害品を処分（廃棄）
- 保管、廃棄に係る費用を控除した上で、担保金を返却

対応のポイント

- 事前に商標権に基づく税関登録をしておくことが重要。
- 税関への返答期間が3営業日以内と短いので、通関通知を受領した場合には、代理人に依頼し、早急に対応しなければならない。
- 各地方の税関は、海関総署に登録されている知的財産権を侵害するおそれがある製品を見つけた場合、その輸出入者がホワイトリストに記載されている業者であれば、当該製品を通関させる。
- 正規品の輸入でありながら、通関の際に無用に止められてしまことを防ぐため、正規品の取り扱い業者を事前にホワイトリスト登録することが好ましい。

司法ルートによる救済の概要

概要

- 権利者は、知的財産権侵害行為に対し、管轄権を有する裁判所に民事訴訟を提起し、自身の保有する知的財産権に基づいて差し止めや損害賠償等を請求することができる。
- 中国の裁判制度は四級二審制である。民事訴訟を提起する場合、管轄権を有する裁判所に提出する必要があり、一审判決の内容に不服がある場合、定められた期間内であれば上訴することができる。
- 知的財産権分野の事件の審理に要する高度な専門性等に鑑み、2019年1月より、最高人民法院には、知的財産に関連した案件を特別に取り扱うための知的財産権法廷が設置されている。
- さらに知的財産権関連の事件を専門に扱う知識産権法院が北京・上海・広州・海南に設けられているほか、各地域の裁判所にも知的財産権法廷が設けられ、専利など専門性・技術性の高い民事事件や行政事件を集中的に審理している。

メリット

- 侵害の差し止めとともに損害賠償の請求ができ、相手に対して強いプレッシャーになる。
- 行政機関と比べて、裁判所の判断のレベルが高く、複雑な事件であっても対応が可能。
- 裁判での手続などは透明性が担保されており、行政ルートと比べた場合には、地方保護主義等の影響も小さく、ある程度の公平性が確保できる。

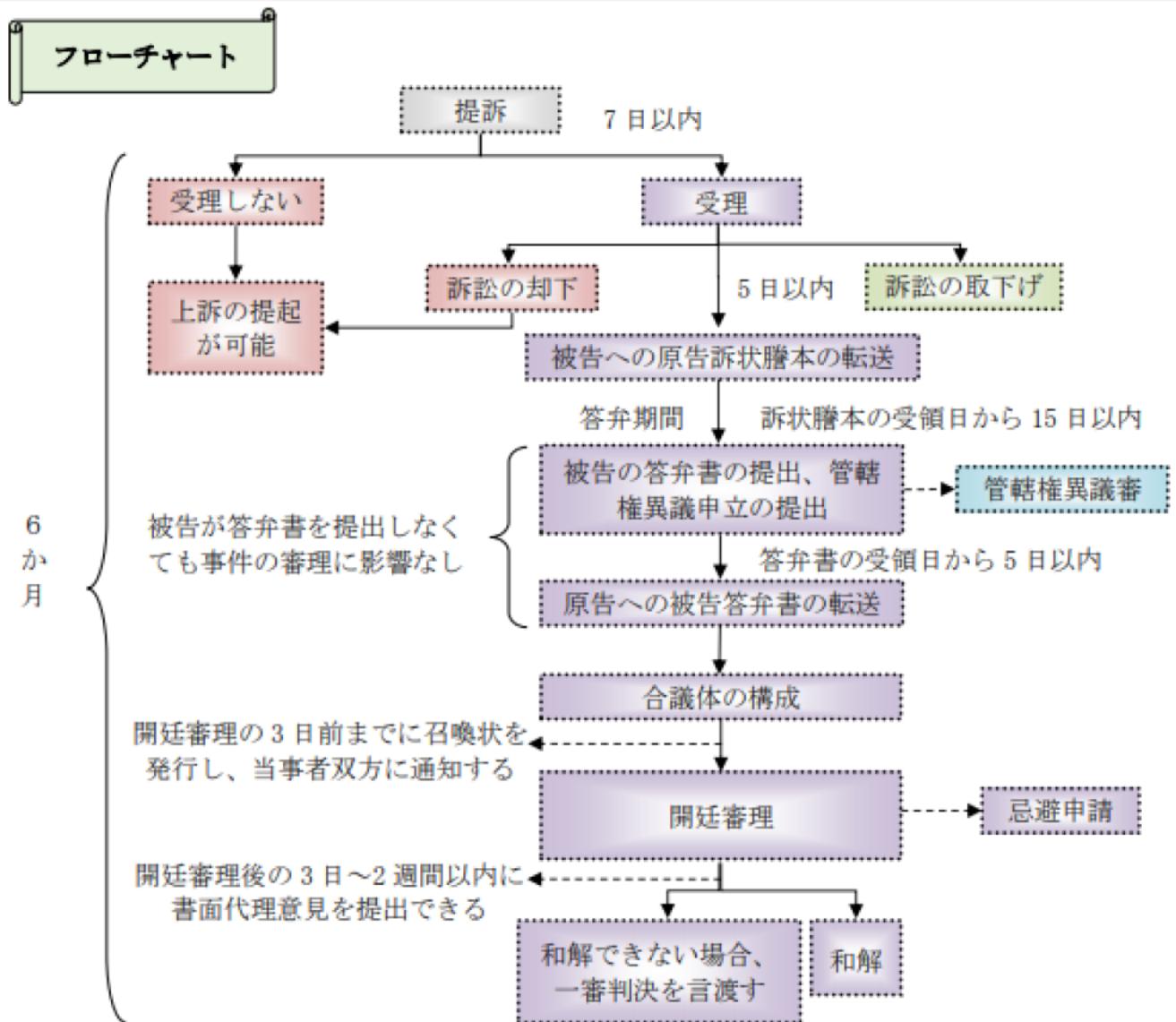
デメリット

- 時間と費用がかかる。
- 証拠の証明力に対する要求が厳しい。

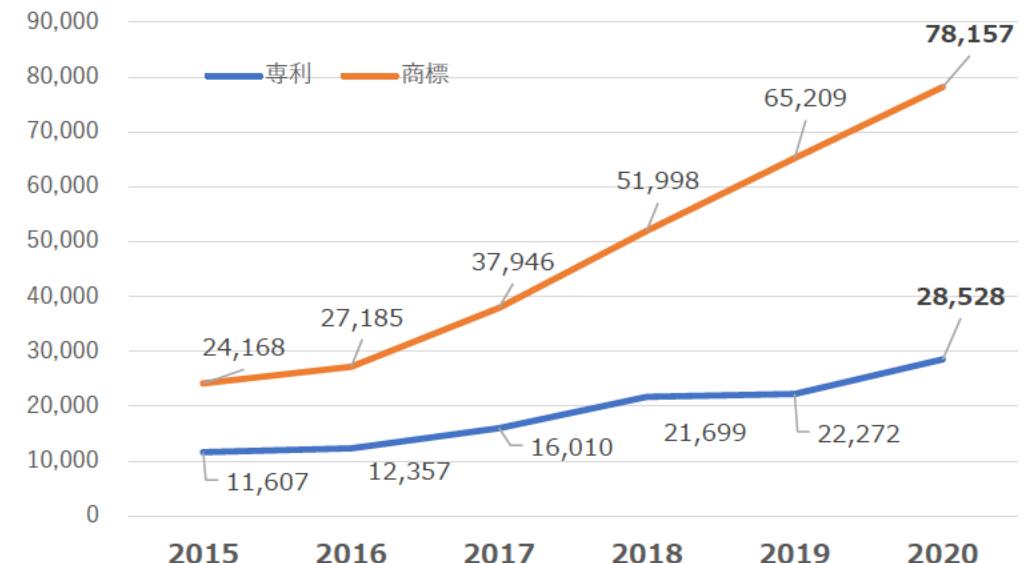
Tips: 中国における懲罰賠償制度

- 裁判所は、通常、権利者の損失または侵害者の不当利得に基づき賠償額を計算するが、悪意侵害かつ侵害の情状が深刻な場合は、懲罰賠償を適用することができる。
- 懲罰賠償が適用される場合、裁判所は、通常の賠償額の算定方法に基づき算出された金額を元に、情状に応じて、1～5倍の懲罰賠償を定めることができる。

第一審の訴訟手続のフローチャート／知財民事訴訟に関する統計



民事第一審受理案件の推移（専利・商標）



【2020年における民事第一審新規受理案件の内訳】

- | | | | |
|------|----------|-------|---------|
| ・著作権 | 313,497件 | ・不正競争 | 4,723件 |
| ・商標 | 78,157件 | ・技術契約 | 3,277件 |
| ・専利 | 28,528件 | ・その他 | 15,144件 |

出典：中国法院知的財産権司法保護状況（2020）

事例6 司法ルートによる商標権侵害への対応

日本企業であるA社は、中国において自社の使用するブランドロゴを商標登録している。中国企業B社が、自社のブランドロゴと類似する標識を付した商品を製造し、これを小売店Cが北京、上海で販売していることを発見した。A社は商標権の侵害を理由に、民事訴訟を起こすことを検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・B社に対する実態調査の実施
- ・被疑侵害品の公証付き購入
- ・B社所在地の裁判所において、B社に対する訴訟を提起
- ・または、北京又は上海において、B社と小売店Cを共同被告とする訴訟を提起し、差し止めと損害賠償を要求

○ 裁判所の対応の流れ

- ・民事訴状を審査し、条件を満たす場合、正式に受理
- ・被告への訴状の転送（送達）
- ・被告による答弁書の提出（管轄権異議の可能性あり）
- ・開廷審理
- ・判決の言い渡し

対応のポイント

- ・中国は二審制を採用しており、一审判決を不服とする場合、上訴することができる。
- ・訴訟を行う場合、侵害証拠を確保した場所を侵害地とすることができるので、地方保護主義に左右されない北京や上海などの大都市で侵害証拠を確保することにより、自身に有利な訴訟の管轄地を選定することができる。
- ・被告が管轄権異議を利用して、訴訟手続を引き延ばすことも多くある。
- ・開廷審理は、通常1回のみであり、書面の提出だけではなく、口頭答弁や弁論意見も認められる非常に重要な機会である。

事例7 司法ルートによる発明専利権侵害への対応

日本企業であるA社は、中国において発明専利権を保有している。広東省中山市に所在する中国企業B社が、自社の保有する発明特許を侵害する可能性のある製品を製造し、関係製品が北京の小売店Cで販売されていることを発見した。A社は発明専利権の侵害を理由に、民事訴訟を起こすことを検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・被疑侵害品の公証付き購入
- ・侵害対比分析を実施（侵害対比表の作成）
- ・広州知財裁判所において、B社に対する訴訟を提起
- ・または、北京知財裁判所にB社と小売店Cを共同被告とする訴訟を提起し、差し止めと損害賠償を要求

○ 裁判所の対応の流れ

- ・民事訴状を審査し、条件を満たす場合、正式に受理
- ・被告への訴状の転送（送達）
- ・被告による答弁書の提出（管轄権異議の可能性あり）
- ・開廷審理
- ・判決の言い渡し

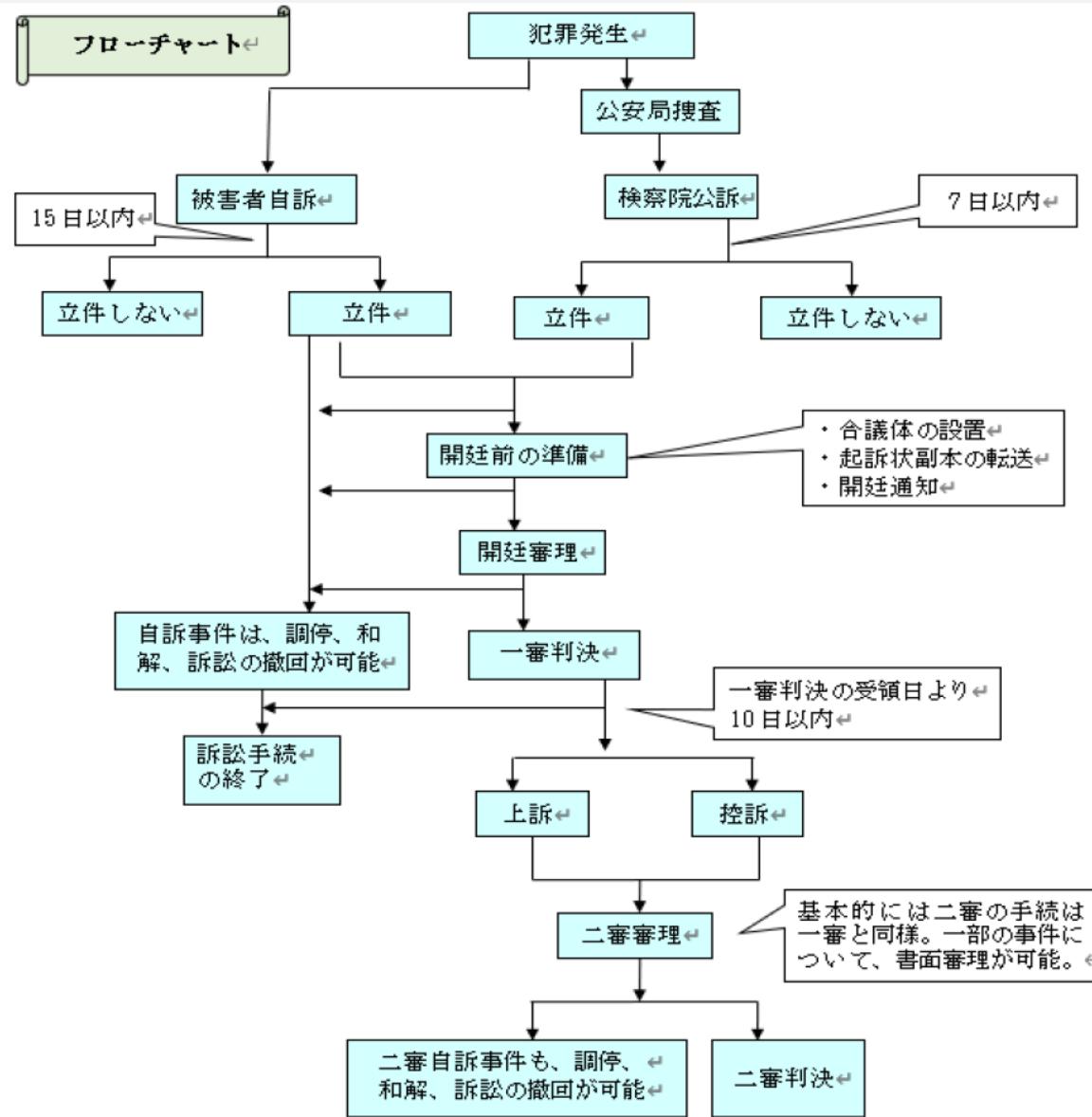
対応のポイント

- ・専利侵害事件の管轄裁判所は、全国20ヵ所の知的財産権法廷及び、各省、自治区、直轄市人民政府所在地の中級人民法院（知的財産権裁判所、知財法廷を設立していない地域）に限定されている。
- ・クレームにおいて、視覚上、判断することができない構造や成分等がある場合には、司法鑑定が実施される可能性が高い。
- ・原告又は被告が上訴する場合、発明専利事件の二審裁判所は最高人民法院の知財法廷となる。

刑事ルートによる救済の概要

概要	<ul style="list-style-type: none">● 知的財産権の侵害が深刻で、知的財産権犯罪を構成する模倣事件について、刑事司法手続きによって、模倣者の刑事責任を追及することが可能。● 知的財産権者は、公安へ告発することで、関係侵害事件を公安機関に調査してもらうことが可能。公安機関による調査の結果、刑事案件となれば、人民検察院が公訴機関として裁判所へ訴訟を起こすことにより、侵害者の刑事責任を追及することができる。● 被害者が知的財産権侵害を証明する証拠を有し、情状が軽微な知財犯罪事件については、被害者より、直接に裁判所に対して刑事提訴（自訴）することができる。● 知的財産権犯罪としては、「登録商標冒用罪」、「登録商標冒用商品販売罪」、「登録商標標識の不法製造販売罪」、「特許冒用罪」、「著作権侵害罪」、「著作権侵害複製品販売罪」、「営業秘密侵害罪」等があり、法に基づき、それぞれに訴追基準が定められている。
メリット	<ul style="list-style-type: none">● 知的財産権刑事訴訟を通じて、模倣業者に対する刑事処罰を実現することで、新たな業者による模倣行為への牽制と再犯の防止への高い効果が認められる。● 公安機関の調査力は自らの調査手段より強い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">● 侵害状況が深刻的、かつ限定される種類の侵害事件しか刑事にならない。● 損害賠償を要求できない。

刑事ルートのフローチャート



Tips: 権利者の採り得るアクション

- 被害者が直接に裁判所に対して刑事提訴する「自訴事件」よりも、公安機関が裁判所に刑事訴追する「公訴事件」が多いので、行政摘発からの刑事移行や公安への告発を活用したほうがよい。
 - 刑事案件となる可能性のある模倣品事件については、直接公安機関に告発するか、行政摘発を申請してから、行政機関から公安機関への移送を請求することで、公訴に繋げることが可能。
 - 公安機関や検察機関から真贋鑑定の依頼が来ることも少なくない。このような際には、自身の権利保護のため、積極的に協力したほうがよい。
 - 刑事事件においては、直接に損害賠償を求めるとはできないが、侵害者との間で民事賠償に関する和解交渉を行うこともでき、また、別途、損害賠償を請求するための民事訴訟を提起することもできる。

事例8 刑事ルートによる商標権侵害への対応

日本企業であるA社は、中国において自社のブランドロゴを商標登録している。市場及びオンライン上で、自社のブランドロゴを付した模倣品が大量に販売されていることを発見した。A社は商標権の侵害を理由に、刑事ルートでの対応を検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・被疑侵害品を購入し、真贗判定を実施
- ・侵害品の販売店に対して追跡調査をし、製造元や倉庫の所在地等に係る実態調査に繋げる。
- ・ネット販売記録に基づき、侵害品の売上を初步計算
- ・上記の調査結果と証拠をもって、公安局に告発、又は、現地行政機関に摘発を申請した後、公安局への移送を請求

○ 当局の対応の流れ

- ・公安機関において証拠収集を実施
- ・公安機関から検察に事件を移送
- ・検察（検事）が審査を行い、公訴を提起
- ・裁判所が立件し、審理を行う

対応のポイント

- ・調査会社を利用した追跡調査等を通じて、製造元と在庫情報を徹底的に把握する。
- ・侵害品のサンプル、侵害品の販売状況や売り上げ金額等に関する証拠をできる限り収集する。
- ・販売状況や売り上げ金額等に関する証拠が十分にあり、公安機関に対して、刑事事件の立件・捜査の必要性を認識させるに十分な情報を提供できる場合には、直接、公安機関に告発することが好ましい。
- ・侵害状況に関する証拠が不足している場合には、まず行政摘発を申請し、行政機関による現場調査を通じて、さらなる証拠を収集した上で、公安への移送を申請するやり方を探ることも検討する。

ECプラットフォームにおける模倣品対策の概要

- ◆ オフラインでの模倣品対策と同じく、情状に応じて、私的救済（警告・交渉）、司法ルート（民事訴訟）、行政ルート（行政摘発）及び刑事ルート（刑事告発）等の手段を採用することができる。
- ◆ オンライン特有の対応方法として、ECプラットフォームに対する侵害リンクの削除申請等の手段があり、侵害への初步的な対応として、広く利用されている。

名称	コスト	期間	効果	デメリット等
オンラインクレームの提出	かなり低い	2週間程度	リンク閉鎖	相手側による異議が認められた場合、リンク閉鎖できない。
警告状	低い	1ヵ月程度	侵害停止	相手側が対応しない場合、別 の方法での対応が必要になる。
行政摘発	訴訟より低い	3~6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への行政処罰	デッドコピーへの対応は期待できるが、類似の範囲の侵害対応には慎重な傾向
民事訴訟	高い	1年以上	侵害停止と賠償金	侵害判断のレベルが最も高く、賠償金を得ることもできるがコストも高くなる。
刑事告発	訴訟より低い	3~6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への刑事罰	情状が嚴重であるデッドコピーの事件に限られ、対象となる事件の範囲が狭い。

リンク削除申請に係る一般的な手続フロー

① 申立提出者の情報の登録 :

専用サイトにおいて、権利者または代理人がユーザー登録を行う



② 権利の登録 :

権利保有証明証拠（商標登録証書の複写等）の提出

プラットフォームが侵害理由が成立していると初歩判断した場合、リンクは閉鎖される。



③ クレーム提出 :

侵害リンク、侵害店舗情報をプラットフォームに提供し、侵害理由を説明

権利者が被疑者の抗弁を認めない場合、プラットフォームがリンクの閉鎖をするかどうかを判断する。



④ 被疑者抗弁への対応 :

被疑者が抗弁した場合、抗弁理由を認めるかどうかを選択

事例9 ECプラットフォームにおける意匠権侵害への対応

日本企業であるA社は、中国において自社製品の形状に関する意匠登録をしている。A社は、ECプラットフォームにおいて、登録意匠と類似する製品が多くの店舗で販売されていることを発見した。A社は、自社の保有する意匠権の侵害を理由に、ECプラットフォーマーに対して、侵害品の販売店舗のリンク削除を申し立てることを検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・侵害被疑製品の販売店舗と販売リンクを調査・整理。
- ・プラットフォームに登録意匠に基づく権利登記をした上で、リンク削除のクレーム申立を行う。

○ ECプラットフォーム側の対応の流れ

- ・A社から提出された権利証明の審査。
- ・リンク削除に関するクレームを侵害被疑製品の販売店舗に通知し、反論意見の提出を求める。
- ・侵害リンクを一時的に停止。
- ・クレームと反論意見に基づいて、侵害の成立の判断。
- ・侵害が成立する場合は、販売リンクを削除。侵害が成立しない場合は、販売リンクを回復。

対応のポイント

- ・意匠権をクレームの根拠とする場合、予め評価報告を取寄せることが好ましい。
- ・販売リンクの数量が多い場合、一括してクレームを提出することも可能。
- ・販売数量が多い場合、別途、民事訴訟を提起することも検討する。民事訴訟を提起する場合には、証拠に厳格な基準が適用されるため、事前に製品を公証付き購入しておくことが重要。
- ・また、販売数量次第では、刑事案件となる可能性もある。証拠収集した上で、状況に応じて、公安に告発することも検討する。

事例10 ECプラットフォームにおける商標権侵害への対応

日本企業であるA社は、中国において自社のブランドロゴについて商標登録をしている。A社は、B社が運営するECプラットフォーム内の店舗Cにおいて、登録商標と類似するロゴを利用した宣伝・広告行為がされていることを発見した。A社は、自社の保有する商標権を根拠に対応を検討している。

対応の概要

○ A社が採るべきアクション

- ・店舗Cに対する実態調査の実施
- ・タイムスタンプ又はネット公証等を利用し、C店舗の侵害行為に関する証拠保全を実施
- ・C店舗に対し、警告状を送付
- ・または、ECプラットフォームBに対して、C店舗のリンク削除の申立てを行う。
- ・ブランドロゴが、宣伝・広告においてだけでなく、販売する商品にも付与されているような場合には、行政ルート等、他のルートでの対応も検討する。

対応のポイント

- ・侵害製品が販売されていない場合でも、インターネット上において、商標や著作物の無断使用する行為は侵害となり得る。
- ・侵害行為がインターネット上の商標の無断使用に留まる等、侵害の程度が深刻ではない場合には、警告状の送付や侵害リンクの削除申立クレーム等の、比較的コストの安い手段を採用することも検討する。
- ・ECプラットフォーム上ではなく、侵害者のHP等で侵害標識を利用しているような場合には、侵害リンクの削除の申し立て等ができない可能性があるので、まずは、警告状の送付等の対応を取ることが好ましい。
- ・ネットでの侵害行為に対し、オンラインとオフラインの措置を両方とも取る可能であるので、侵害の程度に応じて、対応の仕方を検討する。

**特許庁委託事業
「中国模倣対策マニュアル 2020」要約資料**

**発行：日本貿易振興機構北京事務所
作成協力：北京林達劉知識産権代理事務所**